

京都市消防局訓令乙第 9 号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 12 月 15 日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第 8 条第 2 項本文中「11 月 16 日から翌年 3 月 31 日までの間」を「第 4 条第 1 号に規定する合冬服の着用期間」に改める。

別表第 1 の 1 衣服の項中

「

防 寒 衣			△		△	
-------	--	--	---	--	---	--

」を

「

防寒衣 (コート型)			△		△	
防寒衣 (ジャンパー型)					△	

」に改

める。

別表第 1 の 3 衣服の項中「防寒衣」の右に「(ジャンパー型)」を加える。

別表第 2 の 1 衣服の項中「

防 寒 衣

」を「

防寒衣 (コート型)
防寒衣 (ジャンパー型)

」

に改め、同表備考 3 中「帽雨覆いは男性に対してのみ,」を削る。

別表第 2 の 3 衣服の項中「防寒衣」の右に「(ジャンパー型)」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)